



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会社名 東邦金属株式会社
代表者名 代表取締役社長 三喜田 浩
(コード番号：5781)
問合せ先 取締役総務部長兼 森本 幾雄
経 理 部 長
(TEL.06-6202-3376)

定款一部変更のお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 67 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業の多様化に対応するため、事業目的を追加するものであります。
- (2) 文言の整備等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。なお、本日開示しております「単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ」のとおり、当社は定時株主総会における議案の承認可決を条件として単元株式数の変更および株式併合に関する定款の一部変更を別途予定しておりますが、投資家の皆さまへの利便性を考え、別紙には同内容に関する変更部分にアスタリスク*を付して記載しております。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 29 年 6 月 27 日 (火曜日)
定款変更の効力発生日	平成 29 年 6 月 27 日 (火曜日)

以 上

定款一部変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (商号) (省 略)	第1条 (商号) (現行どおり)
第2条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (目的) (現行どおり)
1. (省 略)	1. (現行どおり)
2. (省 略)	2. (現行どおり)
3. (省 略)	3. (現行どおり)
4. (省 略)	4. (現行どおり)
5. (省 略)	5. (現行どおり)
(新 設)	6. <u>商品の販売。</u>
6. (省 略)	7. (現行どおり)
7. (省 略)	8. (現行どおり)
8. (省 略)	9. (現行どおり)
9. (省 略)	10. (現行どおり)
10. (省 略)	11. (現行どおり)
第3条 (省 略)	第3条 (現行どおり)
第5条	第5条
第2章 株式	第2章 株式
第6条* (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,800</u> 万株とする。	第6条* (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>480</u> 万株とする。
第7条 (自己の株式の取得) (省 略)	第7条 (自己の株式の取得) (現行どおり)
第8条* (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第8条* (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

第9条
 (省 略)
第11条

第3章 株主総会

第12条
 (省 略)
第17条

第4章 取締役及び取締役会

第18条
 (省 略)
第23条
第24条 (代表取締役及び役付取締役)
 (省 略)
② 取締役会は、その決議によって取締役会
長・取締役社長各1名及び、取締役副社
長・専務取締役及び常務取締役若干名を
選定することができる。
③ (省 略)
第25条
 (省 略)
第27条

第5章 監査役及び監査役会並びに会計監
査人

第28条
 (省 略)
第36条

第6章 計算

第9条
 (現行どおり)
第11条

第3章 株主総会

第12条
 (現行どおり)
第17条

第4章 取締役及び取締役会

第18条
 (現行どおり)
第23条
第24条 (代表取締役及び役付取締役)
 (現行どおり)
② 取締役会は、その決議によって取締役会
長・取締役社長各1名並びに取締役副社
長・専務取締役及び常務取締役若干名を
選定することができる。
③ (現行どおり)
第25条
 (現行どおり)
第27条

第5章 監査役及び監査役会並びに会計監
査人

第28条
 (現行どおり)
第36条

第6章 計算

第 37 条 (事業年度)

当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から
翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 38 条 (剰余金の配当の基準日)

当社の期末配当金の基準日は、毎年 3
月 31 日とする。

② (省 略)

第 39 条 (配当金の除斥期間)

(省 略)

(新 設)

第 37 条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から
翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 38 条 (剰余金の配当の基準日)

当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月
31 日とする。

② (現行どおり)

第 39 条 (配当金の除斥期間)

(現行どおり)

附則

第 1 条* 第 6 条及び第 8 条の変更は、平成
29 年 10 月 1 日をもって効力が発
生するものとする。

本条は平成 29 年 10 月 1 日の経過
後、これを削除するものとする。